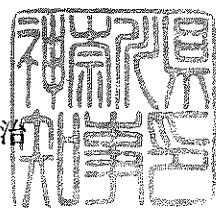


資料3

水第 1993 号  
令和 5 年 1 月 23 日

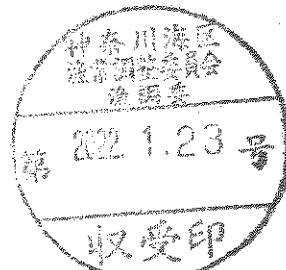
神奈川海区漁業調整委員会 会長 櫻本和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について（諮問）

のことについて、別紙のとおり定めたいので、神奈川県漁業調整規則第 12 条第 3 項及び同第 16 条第 2 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求める。



漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定により、神奈川県漁業調整規則（令和 2 年神奈川県規則第 91 号）第 5 条第 1 項第 5 号の漁業に関する同規則第 12 条第 1 項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間について、次のように定める。

許可又は起業の認可をする総トン数及び漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間		漁業種類	許可又は起業の認可すべき漁業者の資格	漁業時期	許可又は起業の認可をすべき漁業者の資格	(規則第 14 条第 1 項により許可又は起業の認可を申請する条件) 第 1 項に付加する条件)	許可又は起業の認可をすべき期間	許可の有効期間
かれい、すずき、めばる一枚網漁業	4	定めなし	三浦市南下浦町上宮田、横須賀市津久井海岸線と最大高潮時海岸線との交点より正東の線から、下記点 A から点 B を結んだ線の延長線に至る神奈川県海面。ただし、共第 1 号、共第 2 号及び共第 3 号共同漁業権の漁場の区域を除く。 点 A 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上 点 B 共第 3 号と共第 4 号の境界の最端	1 月 1 日から 12 月まで 31 日まで	三浦市南下浦町に漁業根拠地※を有している者	1 網の目合は次のとおりとする。 (1) すすぎを目的とするもの 9 cm 以上 (2) めばるを目的とするもの 6 cm 以上	令和 5 年 2 月 10 日から同年 3 月 9 日まで	令和 5 年 3 月 31 日から令和 8 年 7 月 31 日まで

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。

くるまるまえび三枚漁業	同上	共第2号共同漁業権の漁場の区域。ただし、共第1号共同漁業権の漁場の区域及び共第3号共同漁業権の漁場の区域を除く。	4月1日から12月31日まで	三浦市南下浦町に漁業権を有している者かつ共第2号共同漁業権の漁場の区域及び三枚網漁業を営むことについて当該漁業権の漁業権者の受忍を受けている者	なし	同上	令和5年4月25日から令和9年3月2日まで
-------------	----	--	----------------	---	----	----	-----------------------

※ 漁業根拠地：許可を受けようとする漁業の操業又は漁業に使用する船舶の運航の主たる本拠となる地をいう。